

令和6年度第5回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和6年10月25日(金) 9:58~10:37

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上委員、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、竹箇平委員、竹本委員、野村委員

使用者代表委員

阿部委員、小野委員、小池委員、武内委員、八塚委員

事務局

常盤愛媛労働局長、佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、
河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 各特定最低賃金専門部会報告
- 3 愛媛県特定最低賃金の改正決定について
(1) 愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、労働者代表の曾我委員が欠席されておりますが、14名の委員の皆様が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしく願いいたします。

森本会長

ただ今から、第5回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方は注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

議事に入る前に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料項目の目次に沿って、説明します。

項番1は、4業種の「専門部会報告資料」となっています。

項番2番は、専門部会で答申いただきました3業種の答申文の写しとなっております。

項番3は、専門部会で全会一致に至らなかった1業種の「専門部会の結論」となっております。

説明は以上でございます。

森本会長

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「各特定最低賃金専門部会報告」に入ります。

最初に私から、第1回合同専門部会までの審議状況について説明した後に、各部会の審議状況を報告していただきます。

それでは、第1回合同専門部会までの審議状況について説明いたします。

7月8日に開催されました第1回本審において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議するための小委員会を設置しました。

そして、改正決定の申出の提出期日の7月5日までに、4業種について、特定最低賃金の改正の申出書の提出がありました。

7月22日の第1回小委員会では、改正決定の必要性の有無について審議を行い、その結果、申出のあった4業種について全て必要性有りの結論に至りました。

これを受けて、9月4日に開催されました第4回本審では、4業種について「改正決定の必要性有り」との答申を行い、愛媛労働局長から4業種の特定最低賃金の改正決定についての諮問を受けました。

その後、特定最低賃金の改正にかかる意見聴取と各専門部会委員の推薦公示手続きを経て、愛媛労働局長から各専門部会委員が任命されました。

9月26日に第1回特定最低賃金合同専門部会を開催し、各専門部会の部会長と部会長代理を選出するとともに、専門部会の公開について審議を行い、具体的な金額審議を行う場合は、「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断し、非公開とすることを決定しました。

このほか、専門部会ごとに第2回、第3回専門部会の日程調整を行い、合同専門部会を終了しました。

続きまして、特定最低賃金専門部会報告に入ります。

4業種の専門部会のうち、「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金」を除く3業種は、それぞれの専門部会で全会一致の結論に至っておりますので、3業種の審議経過と結果について事務局から説明があります。

労働基準部長

3業種について、審議経過、結果について申し上げます。

「愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」、この3業種につきましては、それぞれの専門部会において、審議いただいた結果、全会一致の結論に至りました。

この場合、最低賃金審議会令第6条第5項が適用され、専門部会の議決をもって当審議会の議決となりますので、既に愛媛労働局長への答申がなされております。

資料は、各専門部会長から本審会長への報告書を御覧ください。

「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」については、10月2日に第2回、16日に第3回の専門部会を開催し、審議の結果、第3回専門部会において、時間額1,049円、引上げ額52円、引上げ率5.22%で、労使の合意に至りました。

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、10月9日に第2回、17日に第3回の専門部会を開催し、審議の結果、第3回専門部会において、時間額1,038円、引上げ額51円、引上げ率5.17%で、労使の合意に至りました。

「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、10月3日に第2回、21日に第3回の専門部会を開催し、審議の結果、第3回専門部会において、時間額1,070円、引上げ額55円、引上げ率5.42%で、労使の合意に至りました。

これらの効力発生日は、いずれも令和6年12月25日の指定日発効となります。

これらの3つの専門部会においては、労使双方から複数回にわたる金額提示、歩み寄りをいただき、公益案の提示・採決によらず合意に至ったものでございます。

第1回合同専門部会においても、森本会長からお話いただきましたが、特定最賃の金額審議は、中賃の全員協議会報告などによりまして、労使のイニシアティブによる円満な審議、全会一致による議決が得られますよう双方が努力することが望まれておりますので、今後の審議におかれましても、引き続き、御理解・御協力をお願いいたします。

私からは以上です。

森本会長

ありがとうございました。最後に、「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会」について、専門部会の部会長を務めました私、森本から報告いたします。

パルプ、紙製造業最低賃金専門部会での審議経過と結果を説明いたします。

専門部会は、第2回を10月8日、第3回を10月21日に開催しました。

労側委員からは、人材不足への危機感が増しており、愛媛県の基幹産業として将来を担う優秀な人材の確保のためにも、これにふさわしい水準への引上げが必要であること、実態として求人募集賃金が特定最低賃金額を上回っていることなどの主張があり、金額提示がなされました。

使側委員からは、人口減少やペーパーレス化による紙・板紙の内需の減少に加えて、円安・原燃料の高騰が継続していること、紙・パルプ業界全体の賃上げ率が民間主要企業の平均値よりも低くなっていること、愛媛県は他県と比較して特定最賃額が十分に高い水準となっていることなどの主張があり、金額提示がなされました。

全会一致に向けて審議を重ね、労使各側に歩み寄りいただきましたが、労使の提示金額の溝は埋まらず、公益案を提示することとなりました。

公益案は、パルプ・紙製造業の春闘の中小規模の賃上げ状況に鑑みつつ、業界の状況も重視し、賃上げ率や引上げ率、影響率を考慮しました。採決の結果は全会一致とはなりませんでしたが、過半数の賛成がありましたので、当専門部会の結論として報告いたします。

それでは、2ページの資料 1「パルプ・紙製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」の別紙を御覧ください。

改正内容は、4の「最低賃金額 1時間 1,050円」、「引上げ額 44円」、「引上げ率 4.37%」となります。効力発生日は、6のとおり「令和6年12月25日」指定です。

以上、各専門部会の報告について、何か御質問等はございませんでしょうか。

(質問等なし)

森本会長

それでは、議事を進めます。議事項番3「愛媛県各特定最低賃金の改正決定について」に入ります。

ただ今、報告をさせていただきました「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金」につきましては、特定専門部会で全会一致の結論に至りませんでしたので、この本審で改めて審議していただき、採決いたします。

本審委員の皆様の中には、紙パ専門部会の委員ではない方がおられますので、採決にあたり、改めて資料 3、15ページの「専門部会の結論」について、読み上げさせていただきます。

専門部会の結論

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金

- 1 時間額 1,050 円、引上げ額 44 円、引上げ率 4.37%
 - 2 最低賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - 3 効力発生日 令和 6 年 12 月 25 日指定
- 以上となります。

この後、専門部会の結論について採決を行います。採決を行う前に各側で協議が必要でしょうか。

八塚委員

5 分か 10 分をお願いします。

森本会長

わかりました。それでは事務局の方から、協議場所等の説明をお願いします。

賃金室長

労働者側委員の皆様は 5 階の相談室、使用者側委員の皆様は 6 階の労働局第 2 会議室でそれぞれ御協議をお願いいたします。

事務局からは、以上です。

森本会長

それでは、それぞれに分かれて、御協議をお願いします。

(各側に分かれて協議の後、全体協議の再開)

森本会長

それでは再開いたします。「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金」の採決を行いたいと思います。

採決は、最低賃金審議会令第 5 条第 3 項の規定により、出席委員の過半数をもって決し、会長は、議長として投票に参加せず、可否同数のときは、会長の決するところによります。

それでは、採決します。

当該専門部会の結論に賛成される方は、挙手をお願いいたします。

(公益 4 名、使側 5 名が挙手)

森本会長

ありがとうございます。

当該専門部会の結論に反対される方は、挙手をお願いいたします。

(労側 4 名が挙手)

森本会長

ありがとうございます。

採決の結果について、事務局で確認をお願いします。

賃金室長

採決の結果は、

賛成 9 名 (公益 4 名、使側 5 名)

反対 4 名 (労側 4 名) です。

本日、御出席の委員は、会長を除き 13 名ですので過半数は 7 名です。

従いまして、「専門部会の結論」に賛成される委員は過半数に達しております。

以上です。

森本会長

採決の結果、過半数の賛成がありましたので、当該専門部会の結論をもって、本審議会の議決といたします。

それでは、ただ今、議決をいただきました「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金」について、専門部会の結論の内容をもって、答申文を作成しますので、その間しばらくお待ちください。

(答申文を作成)

(答申文を会長が確認)

(答申文の写しを各委員に配布)

森本会長

それでは、再開いたします。ただ今より、答申いたします。

(森本会長から局長へ答申文を手交)

森本会長

それでは、事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

賃金指導官

(答申文朗読)

森本会長

それでは、局長から御挨拶がありますので、よろしく申し上げます。

局長

審議会委員の皆様方には、日頃から最低賃金行政の円滑な推進に、御理解、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、各専門部会での金額審議を踏まえ、4業種の特定最賃の答申をいただきました。

本日は、おられない特定最賃専門部会委員の皆様も含めまして、様々な状況を考慮いただきながら、慎重かつ真摯な御審議をいただいたことに大感謝申し上げます。

事務局といたしましては、例年同様、12月25日の発効に向けて、所要の事務手続きを進めてまいります。

愛媛労働局といたしましては、今後は、最低賃金の周知と履行確保に重点を置いて、円滑な施行に取り組んでまいります。

特に、特定最賃の周知につきましては、各業界団体の皆様との連携、協力が重要でございます。

関係する業界団体の皆様、県、各自治体の皆様からの御協力をいただきながら、幅広区周知に努めてまいります。

最後にあたりまして、特定最賃の改正決定にかかる答申、並びに円滑な審議会の運営にあたりまして、各委員皆様の御尽力に心から感謝を申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

森本会長

ありがとうございました。

議事項番4「その他」に入ります。

先ほど、当審議会としての結論を出しましたので、制度上、本件に関する異議申出の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

既に答申がなされました「愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の最低賃金審議会の意見に対する異議申出の手続きについては、最低賃金法第 11 条第 1 項に基づき、各特定最低賃金の答申日に愛媛労働局の掲示板に公示しております。また、同条第 2 項に基づき、「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金」につきましては、本日から公示いたしまして、翌日から起算して 15 日を経過する 11 月 10 日が異議申出の期限になりますが、その日は日曜日ですので、締切日は翌 11 日（月）となります。

異議の申出があった場合は、同条第 3 項により、労働局長から審議会に意見を求めることとなりますが、12 月 25 日発効とするためには、異議審を、11 月 12 日（火）午前中に開催し、官報公示文を厚生労働省本省へ送付する必要があります。

これまで、特定最低賃金に関する異議申出が行われたことは一度もありませんが、このような事情を踏まえて、次回第 6 回本審（異議審）は、

令和 6 年 11 月 12 日（火） 午前 10 時 00 分
からの開催予定といたします。

異議の申出がされた場合のみの開催となります。予め文書での御案内は致しますが、開催は、直前になりませんと確定いたしません。

異議申出の最終期限であります 11 月 11 日（月）18 時頃までには、開催についてメールで御連絡させていただきますので、大変御迷惑をおかけしますけれども、よろしくお願い致します。

事務局からは、以上でございます。

森本会長

あらかじめ用意した議事は以上で全て終了となりますが、委員の皆様、他に何かございませんか。

（発言等なし）

森本会長

よろしいでしょうか。

異議審がなければ、次回開催は年度末となります。

それでは、以上をもちまして第 5 回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れ様でした。